

論 文

「四国遍路」における文化景観の再定義にみられる主体間の差異化

—高知県を事例に—

Differences among Actors in Response to the Redefinition of *Shikoku Henro* (Shikoku Pilgrimage) as a Cultural Landscape: The Case of Kochi

本多桃子 (岡山大学大学院教育学専攻・院生)¹

中村 努 (高知大学教育学部)²

HONDA Momoko¹ and NAKAMURA Tsutomu²

1 Graduate Student, Graduate School of Education, Okayama University.

2 Faculty of Education, Kochi University

ABSTRACT

This paper reveals the differences between two groups in response to the redefinition of *Shikoku Henro* (Shikoku Pilgrimage) as a cultural landscape in Kochi Prefecture, Japan. Kochi Prefecture has had more active engagement in research on the designation of pilgrim stamp offices as historic locations following the movement of registration as precious assets of World Heritage. The different actors include local governments and the people entertaining pilgrims. *Shikoku Henro* holds different meanings for different actors and changes over time. Local governments have greatly emphasized the entertainment culture (*osettaï*) to probe universal value, which is the main prerequisite for a World Heritage site. On the one hand, the entertainers are generally oriented toward maintaining the status quo yet remain sympathetic to the movement of registration as a World Heritage site. They are independent of particular movements and embodiment of the unwavering entertainment culture (*Osettaï*). Thus, differences in meanings exist between local governments, who take a positive stance toward the movement of registration as precious assets of World Heritage, and the entertainers, who respond favorably but then take a negative stance.

I. はじめに

近年、わが国において、顕著な普遍的価値を有する文化的景観や遺跡を世界遺産に登録する動きが強まっている。2013年6月に、富士山が文化遺産に登録されて以降、毎年のように世界遺産の登録が実現している。世界遺産への登録は、観光客数の増加による地域経済の発展のみならず、資産の保護・保全によって、後世にその価値を継承して持続可能性を高めることにもつながる。

日本ユネスコ協会連盟によると、世界遺産とは、「地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物であり、現在を生きる世界中の人びとが過去から引継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産」である。世界遺産は、1972年の第17回UNESCO総会で採択された世界遺産条約の中で定義されており、「顕著な普遍的価値」が認められることが登録の条件である。2016年12月現在、191カ国の締約国のもと、世界遺産は1,052件(文化遺産814件、自然遺産203件、複合遺産35件)を数える。

世界遺産登録運動の活発化は、2006年9月、世界遺産暫定一覧表に新たな文化資産を記載するために文化庁が地方自治体に向けて公募したことに端を発する。一方で、特定の文化景観が世界遺産登録運動の対象となる場合、そこに関わる多様な主体によって、しばしば「文化」の意味が再定義されるという(新林, 2016)。

「伝統文化」は「かつてそこにあった文化」がそのまま保存されるわけではなく、地域の独自性や他地域との差別化を示す指標として再解釈される。その際、行政や地域住民などの多様な主体によって文化の価値が創造されることで、新たに意味づけが行われる(福田, 1996)。文化の意味づけにおいて、文化の「真正さ」、すなわち「本物らしさ」は、過去から掘り起こされるものではなく、現在生きている人々によって行われる解釈であるという(太田, 1993)。

以上のように、当該地域の「文化」の意味は、保存すべき価値が見出される過程で、生産され、変容していく。世界遺産登録運動においても、本物らしい文化としての価値が見出され、文化景観としての意味が付与されていく。本稿では、特定の文化資産の世界遺産登録に向けた取り組みにおいて、「文化」の意味がいかにかに生産され、変容していくのかを明らかにすることを目的とする。

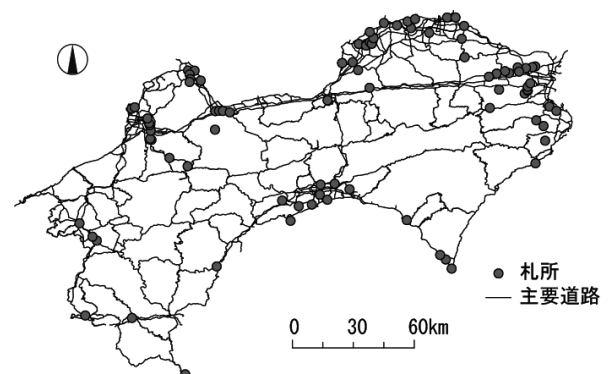
世界遺産登録後に新たな価値が付与されたことによるさまざまな影響が指摘されてきた。世界遺産に関する研究において、服藤(2004)は、世界遺産登録前後での観光客数の推移に基づいて、世界遺産を3つに類型化した。第一に、白神山地や屋久島、白川郷などのタイプAは、世界遺産登録を契機に全国的な観光地として確立されたことや人里離れたところに存在するものが多い。もちろん、タイ

プAは、観光客の増加によって、高い経済効果をもたらしたものと考えられる。第二に、古都京都や原爆ドーム、日光社寺などのタイプBは、登録以前に著名な観光地として確立していたり、広域に点在したりしていたところが多い。第三に、法隆寺、姫路城、厳島神社のタイプCは、登録以前から有名な観光地であるものの、単独で立地している。

いずれにせよ、世界遺産自身は、他の自然や文化遺産とは異なるブランド価値と差別化戦略を有する(藪田, 2017)。ただし、世界遺産の顕著な普遍的価値に関して、完全性や真正性に問題がなく、価値の保全に一定の評価が継続して行われる。完全性とは、総体の欠けた部分がない程度を示す物差しであり、真正性とは、さまざまな属性を通じて、真実の姿で確実に表現されていることを指すという。完全性や真正性の担保には、地域の関係主体の関与が不可欠であるが、保全が完全には行われていないことによる負の影響が明らかにされている。

とりわけ、世界遺産登録後の観光客の増加が、環境や景観の悪化をもたらすケースがあり、世界遺産の保護と活用の両立が必要とされる(新井, 2008)。たとえば、「紀伊山地の霊場と参詣道」では、交通渋滞、排気ガス、ゴミ処理、トイレ増設による水不足、水質汚染、参詣道周辺の石仏の破壊・盗難が懸念されている。さらに、2007年に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」においても、交通体系の未整備による地元住民の生活への支障や、観光客の不満の増加などが指摘されている。

以上のように、世界遺産登録を目指す地域において、想定される正負の影響に対して、多様な主体が意味づけや対応行動の変容を迫られる。そこで本稿では、現在、世界遺産登録の運動が展開されている「四国遍路」と、四国遍路上に位置する88カ所の寺院の総称である「四国八十八カ所」について取り上げる(第1図)。四国遍路は、後述のように、四国一円に広がる弘法大師空海ゆかりの88カ所の霊場を巡る全長1,400kmに及ぶ回遊型巡礼であり、世界遺産に類似したものない稀有な巡礼である。また、世



第1図 四国八十八カ所の寺院 (2018年)

資料：四国八十八ヶ所霊場会ウェブサイトにより作成。

界遺産暫定一覧表には落選したものの、世界遺産暫定一覧表候補の中では高く評価されている。

四国遍路の世界遺産登録運動の研究では、新林（2016）が、世界遺産登録運動を主導した主体による意味づけの変容について明らかにしている。世界遺産登録運動のキーパーソンで、58番札所仙遊寺の住職でもある小山田憲正氏の思いは、巡礼者に対する優しさや心遣いから「共に生きる」精神を世界に発信することであったという。このことから、四国遍路における世界遺産の普遍的価値として、お接待文化が強く意識されていたことがうかがえる。一方、行政は四国遍路の宗教的側面から世界遺産登録運動に積極的ではなかったが、地方公共団体に対する世界遺産暫定候補の公募を受け、小山田氏の述べるような「精神」も含め、88カ所の札所と遍路道が継承され後世に残していくべきとしている。このように、世界遺産登録運動の中で四国遍路に付与される意味は、各主体が四国遍路のどのような文化景観を重視するかによって多様である。

世界遺産に登録されていない四国遍路を取り上げることは、世界遺産登録運動が行われる他の事例においても、多様な主体による意味づけと、その変容のメカニズムを解釈する手がかりとなる。また、先行研究では世界遺産の登録後に生じた問題について検証されている。本稿ではこれらをもとに、登録後に生じうる問題から四国遍路のあり方についての示唆を得る。

新林（2016）では、「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会（以下、協議会）の事務局のある香川県や四国遍路の世界遺産登録運動の発案者である58番札所「仙遊寺」（愛媛県今治市玉川町）住職の小山田憲正氏を対象に分析が進められている。分析対象が四国遍路の世界遺産登録運動を主導した主体であるため、被調査者および対象地域に偏りがみられるのは当然のことである。

一方、本稿では、先行研究で今後の課題として残された、高知県における世界遺産登録運動の取り組みについて取り上げ、高知県の行政や接待者などのさまざまな主体の四国遍路の世界遺産登録運動による意味づけの変容を明らかにする。四国遍路は四国4県が共同で世界遺産登録を目指している。高知県は世界遺産登録運動の発端となった香川県、愛媛県とは異なって、登録運動の後発地域といえる。ただし、後発地域である高知県の利害関係者が四国遍路にいかなる意味づけを付与しているかを明らかにすることは、四国遍路の文化景観に付与された「文化」の意味の総体を明らかにするうえで不可欠である。また、本稿では、お接待文化を提供する当事者である接待者や複数の住職など多様な主体によって、世界遺産登録運動により四国遍路の価値がいかに再定義されていくかを明らかにし、今後の四国遍路のあり方を考察する。

研究方法は、2017年11月から12月にかけて実施した

聞き取り調査に基づく。被調査者は、高知県総務部政策企画課、高知県教育委員会文化財課、土佐経済同友会、遍路宿や善根宿、高知県内の札所の住職や運営者である。

II. 四国遍路の概要

本稿では、世界遺産化をめざす事例として四国88カ所の札所を巡る「四国八十八箇所巡礼」を取り上げる。その札所と札所をつなぎ、巡礼者が歩く道は「遍路道」と呼称され、これらを総体して「四国遍路」と呼ばれる。四国遍路は、徳島県、高知県、愛媛県、香川県の4県の四国一円に広がる弘法大師空海ゆかりの88カ所の霊場を巡る全長1,400kmに及ぶ回遊型巡礼である。4県はそれぞれ「発心の道場」「修行の道場」「菩薩の道場」「涅槃の道場」と例えられる。巡礼者は「遍路」や「お遍路さん」と呼ばれ（以下、遍路）、札所で納経し、札を納め、朱印を受ける。四国遍路において、巡礼者は弘法大師空海とともにあるとされ、「同行二人」と呼ばれる。民衆がその巡礼者にお接待を行うことで功德を積み、巡礼者が巡礼することと同等のご利益が得られるといわれる。お接待とは、後述のように、遍路に対して地域住民が無料で物品や宿を提供する行為を指し、四国遍路の重要な要素になっている（「四国八十八カ所霊場と遍路道」世界遺産推進協議会ウェブサイト）。

1. 四国遍路の歴史

四国遍路の歴史に関する先行研究（浅川・星野 2011；森 2014；佐藤 2016；武田 2016）によると、四国遍路の開創者、開創時期、成立時期については諸説ある。開創者については弘法大師空海のみならず、空海の高弟である真済や平城天皇の第三子である真如親王、伊予国の豪族である右衛門三郎譚、史実による開創説などがある（佐藤 2016）。

開創時期については、開創者に関連して、①815（弘仁6年）、空海自身が現霊場の1つ1つを修行しつつ歩きながら開創した、②空海入定後、高弟真済がその遺跡を遍歴した、③愛媛松山の豪族衛門三郎が自らの非を悟って遍路を行ったことに始まる、④嵯峨天皇の子で空海の弟子となった真如親王が始めた、などの説があるが、①の説がもっとも有力であるという（浅川・星野 2011）。また、平安時代以降、現在の海辺を廻る四国遍路とほぼ変わらない「四国辺路」が知られており、都から遠く離れた辺境の地という意味も込め「四国辺路」と呼ばれたといわれる。この様子は『梁塵秘抄』や『今昔物語集』にも記されており、平安時代から多くの僧が四国を訪れ、修行のために巡っていることがわかる。（五十嵐ほか 2017）。

しかし、現在の形式の八十八カ所廻りが平安時代に成立したとは断定できない（浅川・星野 2011）。森（2014）は、四国遍路の成立期について、①根拠はないが南北朝か

ら室町時代、②高知県越前地蔵堂の鰐口の銘文が 1471（文明 3）年に寄進されたものであることから、それ以前の室町時代、③根拠はないが室町時代末、④根拠はないが寛永から慶安頃、⑤靈山寺が 1 番札所として案内書などに著される正徳年間（1711～16 年）以後であるとしている。

近世になると四国遍路についていくつかの記述がみられる。近世の四国遍路は日本を代表する巡礼史研究者の新城常三によって研究が進められてきた。江戸時代初期には、しばらくは遍路がそれほど多くはない状態が継続した（新城、1972）。戦国の戦火がようやく収まったこと、当時の札所の大半が荒廃していたことから多数の遍路が存在したわけではなかったとされる。しかしながら、例外的に、土佐・讃岐の場合、藩の援助により札所の整備が行われていた。その後、遍路の数は増加していった。土佐藩が遍路規制令を出していた史実から、それだけの遍路の往来があったことがうかがえる。

加えて、江戸初期は道路が極めて悪く、渡河施設が不備であったため、遍路の順調な行脚が阻まれ、遍路の民衆化は進まなかったとされる。しかし、元禄前後の民衆の経済的上昇に伴う参詣界一般の発展に伴って、遍路も盛況を呈した。さらに、交通整備が行われたことや、高野山の真念による宣伝活動が誘い水になった。真念の『四国邊路道指南』には、17 カ所に及ぶ善根宿（遍路に対して無料で宿泊提供する施設）や接待の様子が見られる。

遍路の出自については、四国・山陽道地方を最大源泉地域とし、西国地方に比較的多く、東国に向かうにしたがって減少傾向をたどるものの、名古屋藩、特に尾張が卓越していた。

当時の巡礼者の身分については、四国遍路は他の巡礼と異なり、貧困者の遍路が可能であった。これは、沿道民衆の経済的援助である接待が行われたり、遍路の交通費が格安であったりしたためである。また、他の巡礼とは異なり、宿屋や交通施設がなく、善根宿か木賃宿に限られるため、最低限度の食料のみを調達すればよいことから、格段に安く巡礼を行うことができた。貧困者の他にも病氣平癒祈願のための病氣遍路があった。さらに、郷土の生活基盤を喪失した転落者の乞食遍路もあり、乞食遍路の中にはやくざや詐欺漢まがいの不良遍路も現れ、土佐藩ではこれら取り締まりを行った。

明治期には、明治政府の神仏習合令や廃仏毀釈により、四国の札所に混乱が生じ荒廃が進んだ（佐藤、2016）。また、近代国家の建設に向け、江戸時代の封建制下での往来の制限がなくなり、関所は取り除かれ、国内に自由に出入りができるようになった。そのため、乞食遍路や遍路を名乗る偽遍路、遍路で生計を立てる職業遍路も少なくなかった。治安維持のため、こうした遍路を厳しく取り締まる「遍路狩り」を行った。一方、交通機関の発達により、遍路を

新聞社や雑誌社が取り上げるようになったことから、旅や行楽を目的とする遍路も出てくるようになった。

その後、交通インフラの整備がさらに拡大したことで移動手段が変容し、明治期までの階層とは異なり、経済的に余裕があり高い教育水準を持つ知識階層が遍路に参入した（森、2002）。そして、1920 年代頃には四国遍路を観光対象と捉え、公共交通機関を積極的に利用するモダン遍路が登場した。一方で、以前のような全行程を徒歩で巡礼する遍路も存在した。同時期におけるお接待は、モダン遍路とその他の遍路を区別することなく行われていたとされる。しかし、「遍路同好会」が設立され、「モダン遍路」を退廃とみなし、以前のような全行程を徒歩で巡礼する真正な遍路を主張するような動きもみられた。

1930 年代後半には厚生運動と総力戦体制という国家的な政策において、四国遍路が取り入れられた。第二次世界大戦後は、経済社会の混乱の中、四国遍路を行う者はそれほど多くはなかったが、1950 年代に入って再び巡礼者の増加がみられ、1960 年代頃から四国遍路がレジャー化し商品化されていった（森 2005）。

以上のように、四国遍路の起源について不明な点が多いものの、少なくとも平安時代にまで遡り、その歴史性が伝承される稀有な巡礼であるといえる。特に、江戸時代から続くお接待のような民衆からの支援は、複数回遍路に巡礼することを可能にし、現代にも継承される貴重な文化である。一方で、上述のように四国遍路のあり方が時代とともに変化していることも明らかにされている。

2. 高知県における四国遍路の歴史

四国遍路において、遍路経験者によるウェブサイト公開された巡礼日記によると、高知県は冷たい、厳しいという批評が多いことがうかがえる。こうした印象は、土佐の歴史と無関係ではない。浅川（2008）は、土佐藩の遍路に関する文書記録や法令、巡拝記がまとめられている『憲章簿』をもとに、土佐における四国遍路の歴史についてまとめている。『憲章簿』は藩の公式な法令集ではない。しかし、幡多郡山奈村（現・高知県宿毛市山奈町）等の庄屋を務めた兼松家が、藩から通達された触書や寛などの行政文書を編年的に編集したものであるため、兼松氏の取捨選択という制約があるが、近世期における遍路観の変遷を描きうる可能性を秘めているという。

これによると、近世土佐藩の対遍路政策を貫く「基本理念」は「遍路は札所を順拝する者であり、であるならば、出入口及び経路を、その目的に従って最適化することができる」とし、これが切手確認を厳格化し、出入口を東側の甲ノ浦口と西側の宿毛口に限定する根拠となっていた。しかし、「基本理念」の遵守が難しかったため、土佐藩は脇道禁止令や接待禁止令などの次善の法令を出した。また、

1708（宝永5）年2月28日に、領内の順路以外での宿を貸さないように通達した文書がみられた。1712（正徳2）年9月11日には、順路を外れる遍路や廻国などがいる様子と、それに対し、本道を通るように申し渡すことを通達する文書が発行されている。1714（正徳4）年8月16日には、入国の際に「道切手」を発行し、脇道に逸れた場合には監視人をつけ、確実に順路に戻させた。1719（享保4）年の規定において、①領内の巡礼路はおよそ78里であること、②30日以内に巡礼を終え、土佐国境の松尾坂から出国しなければならないこと、③毎日、宿泊する村で庄屋から証明を受けること、④脇道に入り込むことは「堅く御法度」であること、⑤巡礼以外の目的での滞在は取り調べの対象になること、という厳しい制約下で、入国が許可された（浅川・星野，2011）。さらに、1758（宝暦8）年12月には、取り調べを担当する庄屋や藩の役人に不備があれば関係者が処罰されることが記載されている（浅川，2008）。1807（文化4）年には、脇道に入る遍路を見逃した場合、放任しているとして庄屋や村々に罰金等の罰則が付加された。一方、1837（天保8）年8月には脇道禁止の取り締まりに協力的な心がけのよい者には褒賞を与えるという懐柔策が提示されている。このように土佐藩は他国遍路の入国は原則的には許可し続けたものの、彼らの領内における行動に厳しい制限を加えた。

脇道禁止の目的は、接待を禁止することであり、接待そのものも禁止されていた（浅川，2008）。まず、文化文政期の接待禁止令では、村から出た巡礼者が帰郷する際に、在郷の人々が催す歓迎の饗宴である年中行事的な民俗儀礼のような接待を禁止した。これは、儉約を目的とした華美化する「村接待」に対する規制であり、信仰等から個別の接待や托鉢に対する否定を表すものではなかった。そして、天保期の接待禁止令では他国遍路の脇道禁止を踏まえたうえで、接待や托鉢の全面的な禁止が通達された。この背景には、天保の大飢饉による食料欠乏のため、托鉢や接待に加えて、食料の販売も禁止され、領民救済を優先するための措置であった。同時に、1837年にかけて「乞食」と呼ばれる、托鉢や接待を頼りに四国にやってくる遍路が多数存在した（浅川，2008）。当時の土佐藩に彼らを受け入れる余裕がなく、乞食やそれに近い遍路には国内入国させない方針を採用した。土佐藩は、①往来切手に加えて納経帳と所持金を調べ、納経帳がない者は「乞食」と紛らわしいため速やかに追い返す、②所持金がないものには領内での托鉢禁止を伝え、巡礼の中止を説得する、③「全国的な飢饉の影響で四国遍路に食を求めると人波が押し寄せているが、土佐においても彼らを養う余裕はない」という状況説明とともに接待・托鉢の全面的な禁止を通達する、④病を偽り領内に留まって托鉢する者があるので、少しでも歩ける者は早々に出発させる、ことを指示したという（浅

川・星野，2011）。このように、天保の接待禁止令によって、四国遍路を行う者は必要分の食料を自ら持参してきた者か、道中で餓死を覚悟する者に限定された。一方で、このような心得が通達されること自体が、接待等が行われ続けたことを物語っている。また、こうした方針は継続され、1838（天保9）年4月、手形・切手の類に加えて、納経帳と相応の路銀の有無が入国審査に加えられた。さらに、1854（安政元）年、土佐藩では地震による家屋倒壊などで領内に甚大な被害が出たこともあり、遍路が順路に沿って巡礼することが困難になった。そのため、領内に入り込んでいる他国遍路を無差別にかつ強制的に国外への追放に踏み切った。この措置は、これまで一貫して許可してきた遍路者の入国自体を禁止する政策とみなせる。

遍路に対して厳しい気風があるという高知県への評価は、財政難に苦しむ土佐藩の苦肉の策によって、お接待が禁止された歴史と関連している。明治期に至って、他県でも四国4県の中で土佐藩が先駆けて行った接待の禁止が実施されるが、その目的は乞食遍路を取り締まるためであって、近世土佐藩の政策とはその目的を異にする（浅川，2008）。また、物乞いによって生計を立てる乞食遍路への対策の一環として接待が禁止された。こうした経緯から、高知県では現在、他県に比べて、組織よりも個人によるお接待が多い。しかしながら、この土佐藩の政策は、お接待を完全に否定しているわけではない姿勢も読み取ることができ、藩が自ら抜け道を用意するかのような奇妙な不徹底さがうかがえる（浅川・星野，2011）。

Ⅲ. 四国遍路の世界遺産登録のための取り組み

1. 世界遺産登録の概要

わが国では、2013年に日本の「富士山」が世界文化遺産に登録されて以来、2014年の「富岡製糸場と絹産業遺産群」、2015年の「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、2016年の「ル・コルビュジェの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—」、2017年の『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」と世界遺産登録が立て続けに実現されている。

その手順について、まず、文化庁が締約国内の世界遺産一覧表（暫定リスト）の中から条件の整ったものを世界遺産として世界遺産委員会に推薦する。日本では、1992年の世界遺産条約締結後以降、11件の文化遺産が世界遺産一覧表に記載されている。2006年、世界遺産暫定一覧表に新たな文化資産を記載するため、文化庁が追加記載する文化資産を地方公共団体に対して提案を公募したことによって、日本各地で世界遺産登録運動が活発化した。

特別委員会が「世界遺産暫定一覧表追加記載のための審査基準」を設け、暫定一覧表に掲載する資産を決定する（幸村，2016）。一方で掲載されなかった提案に関しては「世

界遺産暫定一覧表候補の文化資産」として、カテゴリー I a, カテゴリー I b, カテゴリー II と分類される。カテゴリー I は、「我が国の世界遺産暫定一覧表に未だ見られない分野の資産であり、顕著な普遍的価値を証明し得る可能性について検討すべきものと認められるが、主題・資産構成・保存管理等を十分なものとしていくためには、なお相当な作業が見込まれる」資産である。なかでも、I a に関しては、提案した地方公共団体が作業を進め、I b に関しては、提案した地方公共団体を中心に作業をすすめる一方で、共通する主題を有する他の地方公共団体と連携する必要があるとされる。カテゴリー II は、「我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産としては、いずれも高い価値を有するものであるが、(中略)現在の国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) や世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいと考えられる」資産として定義される。「主題の再整理や構成資産の組み換え、更なる比較研究等が必要」であるという指摘のように、地域の枠組みを越えて、世界遺産登録基準である「顕著な普遍的価値」に則り、文化資産を再解釈していく試みの必要性が指摘されている。国内における世界遺産暫定一覧表への登録手続きを経て、文化庁が世界遺産委員会に推薦する。推薦後、専門機関による調査文化遺産は ICOMOS、自然遺産は国際自然保護連合 (IUCN) によって調査され、世界遺産委員会の専門機関からの報告書をもとに世界遺産リストに登録の可否が決定される (第2図)。

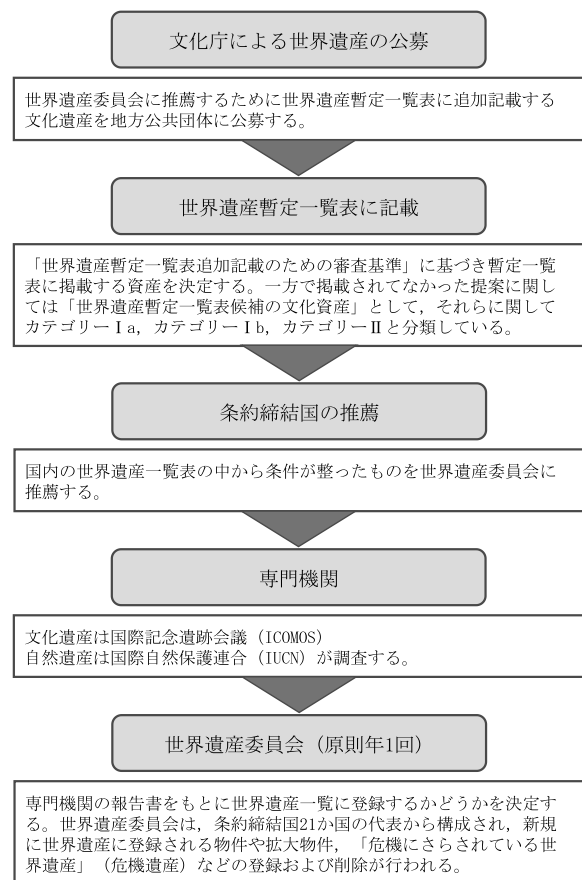
2016年8月8日、四国遍路は三度目になる「四国八十八カ所霊場と遍路道」についての新たな提案書を文化庁へ申請した。二度目までの提案では遍路道や札所が文化財として保護されていないことが指摘され、暫定リスト入りは見送られたものの、「I a」という高い評価を受けた。これを受けて「四国八十八カ所霊場と遍路道」世界遺産推進協議会は、「資産の保護措置」部会、「受入態勢の整備」部会、「普遍的価値の証明」部会、「普及啓発」部会を設置し、三度目となる文化庁への申請の段階にあり、現在も世界遺産登録に向けた取り組みを進めている。次節では、現在、世界遺産登録運動を進めている資産の1つとして、四国遍路を取り上げ、その取り組みの経緯を明らかにする。

2. 四国遍路の世界遺産登録運動の展開

四国遍路の世界遺産登録運動は1997年、58番札所仙遊寺 (愛媛県今治市) の住職である小山田憲正氏の発案によって始まった。小山田氏は1996~97年ごろには四国遍路の世界遺産化のアイデアを持っており、1997年には小山田氏の発案のもと、四国遍路世界遺産化の賛同者によって、えひめ地域づくり研究会議内にグループが結成された (新林, 2016)。小山田氏によると、四国遍路において巡礼者を支えるお接待文化の中の「共に生きる」という精神

が、世界遺産化を目指す根拠になっているという。えひめ地域づくり研究会議は、えひめフォーラムを毎年開催し、1998年に四国遍路の世界遺産登録に向けた取り組みを開始する旨を含んだ「仙遊寺宣言」を採択したことで世界遺産登録運動を本格的に始動させた。さらに、四国88カ所の寺院が加入する協力機関「四国八十八カ所霊場会」も、こうした動きに賛同して後援することになった。2000年、四国遍路の世界遺産登録を目指すことを目的として、有志による市民団体「四国へんろ道文化世界遺産化の会」が設立された。しかし当初の活動は、遍路道上のゴミ拾いや草刈りのほか、札所までの道を示す道標を作ったり小さなフォーラムを行ったりする程度の小規模なものであった。しかし現在、世界遺産登録に向けた署名活動のほか、遍路文化を発信するための徒歩による遍路体験イベントが開催され、県内外から参加者が集まっている。また、遍路道の復元やシンポジウムの開催、会員によるお接待を通じた巡礼者の支援が実施されている。

一方、当時の愛媛県にとって、世界遺産登録運動を積極的に支援することは困難であった。それは、四国遍路の成立過程に宗教的な側面が含まれること、署名に応じた約



第2図 世界遺産登録の手順

資料: 文化庁および日本ユネスコ協会連盟ウェブサイトにより作成。

30,000人の大部分が県外在住者であったためである。実際に、愛媛県はこの署名を受け取らなかった。

2006年9月、文化庁は、初めて地方公共団体を対象として、世界遺産登録に申請する候補物件を公募した。そこで、香川県の呼びかけにより、四国4県は共同で「四国八十八箇所霊場と遍路道」を文化庁に提案することになった。これまで、世界遺産登録運動に消極的であった県も、文化庁の許可や保証のもとで、世界遺産の登録運動を推進することに問題はないと判断した。そして2010年、行政を含め、四国八十八箇所霊場会を構成員とする「四国八十八箇所と遍路道」世界遺産登録協議会（以後、協議会）が設立された。事務局は当初四国4県で持ち回りにすることも計画された。しかし、これまでの経緯を踏まえて、香川県を中心とした協議会活動が展開されることになり、事務局も香川県庁政策部文化振興課内に置かれた。2017年現在、協議会は、四国4県と57市町村、大学や四国八十八箇所霊場会、香川経済同友会といった経済団体のほか、NPO等9市民団体が構成されている。また、二度の文化庁への提案書の申請を経て、協議会は「資産の保護措置」部会、「受入態勢の整備」部会、「普遍的価値の証明」部会、「普及啓発」部会を設置している。「資産の保護措置」部会は、4県の行政、関係市町村、四国八十八箇所霊場会に構成され、高知県の関係部署として、特に文化財課が、保存・継承のために保護手法の検討を行っている。「受入態勢の整備」部会は、経済団体やNPO、4県の行政によって構成され、高知県の関係部署として、政策企画課が関与し、四国遍路を活かしたまちづくり・地域づくりについての取り組みを進めている。「普遍的価値の証明」部会では、主に四国にある大学によって構成され、専門家によって専門的な研究が実施されている。「普及啓発」部会では、主に各県の経済同友会によって構成され、パンフレットやピンバッジの作成など普及啓発を行っている。このように、四国遍路の世界遺産登録のために、協議会では各部会が役割を分担し、部会での取り決めのもとに協力しながら活動を行っている。次節では、協議会の部会に所属する1つの主体として高知県の政策企画課、文化財課の聞き取り調査から、高知県における四国遍路の世界遺産登録に向けた取り組みの経緯について明らかにする。

3. 高知県の取り組み

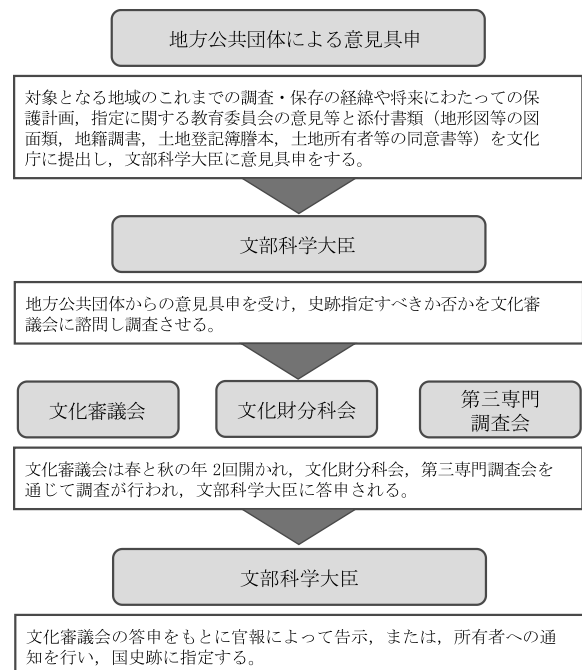
四国遍路が暫定リストから落選した2008年、文化庁は資産の保護措置を充実させることを課題として指摘した。その実効性の伴った対策は、世界遺産の構成資産となる札所と遍路道を文化財として保護することである。このことから、高知県は特に札所や遍路道の国史跡の指定に取り組んでいる。

国指定史跡に指定するには文化財調査を行う必要があ

る。札所寺院の調査に関して、高知県は現況を把握し、測量によって図面を作成するとともに、所存する仏像等の彫刻、梵鐘ほか工芸品、古文書類、建造物、石造物などの文化財全般についての文化財調査を行った。そして、専門家の意見を踏まえたうえで、成果を調査報告書に取りまとめた。一方、遍路路に関して、該当市町村は2007年から2010年の3年間、「高知県歴史の道調査」として、県内遍路道の現況や周辺の文化財調査を実施した。そして、2013年には、高知県の行政が整備や活用について基本的な考え方を示した「歴史の道総合計画」を策定した。

県内調査が完了すると、通常、地方公共団体から文部科学大臣への意見具申（情報提供）が行われる。文部科学大臣に諮問された文化審議会では、文化財分科会、第三専門調査会などを通じて、文化財の保存や活用の状況が調査される。国史跡指定は文化審議会によって文部科学大臣に答申され、文部科学大臣が官報によって告示、または、所有者に通知することによって実現する（第3図）。

現在、高知県の国史跡に指定されている札所は国分寺のみ、遍路道は土佐遍路道青龍寺道のみである。たとえば、土佐遍路道青龍寺道は2014年から文化財調査が始められ、2016年10月に国史跡に指定された。35番札所清瀧寺から36番札所青龍寺向かう道中の約1.6kmからなる峠道で、開発を免れた昔ながらの風景を保つ数少ない遍路道の一つで、道標など貴重な石造物が数多く残されている。調査結果によると、道の歴史は少なくとも中世に遡り、明治期までは宇佐の港から高岡や高知城下へ送る行商ルートと



第3図 史跡指定の手順

資料：高知県教育委員会文化財課の提供資料により作成。

しても使われていたという（高知県教育委員会文化財課，2017）。2015年以降，高知市は，国史跡の指定を目指す遍路道として，五台山の遍路道の測量調査を開始した。2016年には文化財調査をもとに，調査報告書が作成された。

その他の札所について，2017年現在，史跡調査が進められている。高知県の文化財課によると，2014年から31番札所竹林寺，35番札所清瀧寺の文化財調査，測量が開始され，申請時期について検討されている。31番札所の竹林寺は1644（寛永44）年，本堂と大師堂が土佐藩2代藩主山内忠義によって造営された。江戸時代の建物が現存しており，絵図に残る景観を復元できるという（竹林寺ウェブサイト）。また，35番札所の清瀧寺は，1800年頃の絵図と似た配置であるという。これらを価値として訴えることで，今後国史跡の指定が目指されている。また，2017年から24番札所最御崎寺でも，史跡指定の範囲を確定するための測量が開始された。最御崎寺において確認された絵図と同じ石垣を価値づけることで，国史跡の指定が目指されている。高知県の文化財課によると，2017年現在，調査の実施されていない札所について，10年間ですべての札所の国史跡指定を目指すため，2～3カ寺を同時に調査する予定であるという。国史跡の指定が難しい札所に関しては名勝指定，国立公園法や条例，その他の法律を適用するなど何らかの方法によって資産を保護するという。

このように，2010年の協議会の設立をきっかけとして，四国遍路の世界遺産登録運動が公式に開始された。高知県においても，協議会の部会の取り決めのもと，主に史跡指定や札所調査が推進されるとともに，遍路マップやトイレマップの作成が進められてきた。以上は，協議会の「受入態勢の整備」部会による取り組みであり，その一環として高知県も協力している。この協力を先駆けて，高知県では，地域活性化を目的として，道案内表示シートを90カ所に設置してきた。

IV. 世界遺産登録にみる四国遍路の意味づけの変容

四国遍路の世界遺産の登録運動には，さまざまな主体が関わっている。本章では，こうした多様な主体のうち，登録運動を推進する立場にある行政と，世界遺産登録の重要な構成要素となっている，お接待文化を形成する接待者について，世界遺産登録に対する意味づけの違いに注目しながら，各主体が世界遺産登録をめぐる文化景観に付与する意味の変容について明らかにしていく。

1. 登録運動初期における行政の意味づけ

世界遺産の登録運動初期における，四国4県の行政全体による四国遍路の意味づけについては，新林（2016）に詳しい。2006年9月，文化庁が地方公共団体に対して，世界遺産登録に申請する候補物件を公募したことをきっか

けに，行政は従来の消極的な姿勢から転換して，積極的に四国遍路の世界遺産登録運動に参加するようになった。その背景には，近年の四国遍路が「癒し」と結び付けられ，観光客の増加や目的の多様化とともに宗教的側面が薄れてきたことが挙げられる（新林，2016）。小山田氏をはじめとする市民団体やNPOにとっても，四国遍路にまつわる「癒し」や「お接待文化」などの「精神」を発信することが目的として，世界遺産登録はその手段の一つとみなされた。しかし，2007年の提案時点で，「顕著な普遍的価値」を証明するため，四国遍路の意味の再構築を迫られ，「癒し」やお接待文化は行政によって後景化した。（新林，2016）。

こうした動きに対して，高知県では協議会の取り決めに基づいて構成資産を保護するため，主に史跡指定を中心に取り組んでいる。高知県教育委員会文化財課によると，10年間ですべての札所の国内法による保護を目指し，世界遺産に登録されるまで取り組むという。また，四国遍路を活かしたまちづくり・地域づくりに取り組んでいる，高知県総務部政策企画課も，世界遺産登録に前向きな態度を示していた。このように，四国4県のなかで世界遺産の登録運動の後発地域である高知県では，従来の協議会の意味づけに沿ったかたちで，主に札所の史跡指定を中心として，不動産の保護措置を充実させる行動をとっていた。

2. 提案書にみるお接待に付与される意味づけの変容

行政が積極的に四国遍路の世界遺産の登録運動に参画して以降，協議会はこれまで3回にわたって，文化庁に提案書を提出してきた。その提案書の提出のたびに，四国遍路に付与される意味づけは変化している。提案書には行政の四国遍路の世界遺産登録に対して付与する意味が反映されているため，その意味変容のプロセスを検討したい。

Iで述べたように，世界遺産に登録されるためには登録基準に該当し，「顕著な普遍的価値」を有することが認められなければならない（第1表）。2006年の提案書には，登録基準が以下のように示された。

①弘法大師信仰により日本各地から集まった一般民衆・僧侶が千年を越え四国の霊場を巡った遍路文化（(ii)に該当）

②全長1,400kmに及ぶ遍路と拠り所となる88カ所の札所寺院及び仏像等の信仰遺産と遍路道・道標等の関連施設（(iii)に該当）

③国宝・重要文化財に指定された寺院建物や往時の姿を偲ばせる遍路道や遍路を支えた道標・遍路墓の関連施設（(iv)に該当）

④千年を越えて人々が「救い」・「いやし」を求め，修行した。今も多くの人々が札所霊場を巡り，地域社会がそれを支える今も生きる遍路文化（(vi)に該当）

以上のように，2006年の提案書の説明では，四国遍路

の歴史性を伝承する際に、札所や遍路道などの四国遍路を想起させる資産に重きが置かれていた。また、④には四国遍路を支えるお接待文化を表す記述もみられる。

しかし、翌 2007 年にはこれらの内容が大幅に変更された。2007 年の再提案書は、以下の通りである。

①僧侶等により空海縁の四国各地の霊場を巡る行為が、88 カ所の札所寺院に固定され、現在の四国遍路の形態になり、江戸時代以降確実に継承されている。政治や権力とは無縁ななか、弘法大師信仰に基づき一般民衆によって形成され、現在も多くの人々が巡る稀有な生きた文化遺産である。88 カ所の札所寺院ほか、遍路道沿いには遍路成立期の様相を残す古道やこれまで遍路を支えてきた地域社会の姿を示す伝統的町並みなどが残る ((iii) に該当)。

②四国八十八箇所霊場は、山岳寺院と平地の札所寺院を交互に繰り返して巡拝する構造が認められている。古くから空海が修行したいわれのある山岳部の札所寺院の他に、平野部の札所寺院や集落城を巡り、訪れるよう遍路は編まれることで、全長 1,400km の変化のある長距離巡拝を成立させるための地域の支援を受けられるシステムが成立している。山岳部と平野部や海岸部のそれぞれの自然環境や地形的特色を生かした霊場の選定は、周囲を海で囲まれ、自然環境に恵まれた急峻な地形など、四国の良好な自然的

特性を見事に活かした顕著な土地利用形態の見本である ((v) に該当)。

③弘法大師信仰に基づき、地域社会と共存し、四国全域に広がる 88 カ所の札所寺院を巡る全長 1,400km の壮大な四国遍路文化は、それを支える地域の支援もあわせ、現在の形態に定着してからも数百年にわたり確実に継承されており、各地に歴史的継承性を示す文化的資産が残る ((vi) に該当) (下線部は筆者らが強調)。

以上のように、2007 年の提案書では、①の「これまで遍路を支えてきた地域社会の姿」、②「全長 1,400km の変化のある長距離巡拝を成立させるための地域の支援を受けられるシステム」、③「それ (四国遍路文化) を支える地域の支援」のように前年の提案書よりもお接待文化に対する記述が増加した。

さらに、これらの内容は、文化庁の「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」を受け、修正された。2016 年の再提案書の登録基準は、以下の通りである。

①大衆文化が成熟した近世以降、一般庶民の長距離巡拝として継承されてきた四国遍路は、巡礼の形態が最も発展し庶民化した我が国の典型的巡礼であり、「お接待」に支えられて何度も「回遊」することが可能な、他に類例を見ない巡礼である。この独創性ゆえに、巡礼の中で唯一「遍路」と呼ばれ「お四国」と尊称される。聖なる島、四国の自然が生み出した弘法大師信仰に基づく四国遍路は、多様な宗教・思想を受容し発展させるという日本固有の文化的伝統を体現し、往古の修行や巡礼形態を今に伝え、人々を救済し癒し続けている巡礼であり、日本を代表する巡礼文化である ((iii) に該当)。

②四国遍路には、空海が修行した由緒ある山岳部の札所寺院のほか、荒波の打ち寄せる太平洋、あるいは穏やかな瀬戸内海に面した札所寺院もあり、さまざまな地形や景観のもとにある札所寺院を巡拝する構造が認められる。また平野部にある札所寺院は、近隣の集落を巡拝路の中に組み込むこととなり、地域の支援を受けての一般民衆による長距離巡拝を支えるものとなっている。四国遍路は、山岳部や海岸部、平野部それぞれの自然環境や地形など、四国の変化に富んだ地形的特質を見事に活かした土地利用形態を代表する顕著な見本である ((v) に該当)。

③弘法大師信仰に基づき八十八の札所霊場を巡る四国遍路は、近世日本の芸能を代表する近松門左衛門の浄瑠璃作品にも登場し、また全国に多くの写し霊場が設けられるなど一般庶民の長距離巡拝として盛行し、現在も一般民衆の支持のもと継承されてきた。四国遍路の拠り所となった札所霊場をはじめ、道標、丁石で人々を導いた遍路道には遍路を支えた各時代の景観が残り、生きた伝統として確実に継承されてきた四国遍路の歴史を反映している ((vi) に該当)。

第 1 表 世界遺産の登録基準

分野	該当基準
文化遺産	(i) 人間の創造的才能を表す傑作である。建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
	(ii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在 (少なくとも希有な存在) である。歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
	(iii) あるひとつの文化 (または複数の文化) を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である (特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
	(iv) 顕著な普遍的価値を有する出来事 (行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある (この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
	(v) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
	(vi) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
自然遺産	(vii) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。
	(viii) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
	(ix) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。
	(x) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

資料：日本ユネスコ協会連盟ウェブサイトにより作成。

に該当)。(下線部は筆者らが強調)

以上のように、最新の提案書では、従来の提案書と同様に四国遍路を伝承するための歴史的な資産や「生きた伝統」であることが強調されている。一方で、①の「お接待」に支えられて何度も「回遊」することが可能な、他に類例を見ない巡礼、②の「地域の支援を受けての一般民衆による長距離巡拝を支えるもの」、のように四国遍路を構成する要素として「お接待」にますます重きが置かれるようになってきている。四国遍路の世界遺産登録運動の活発化に伴って、行政が「お接待」に付与する意味も少しずつ変化している。

3. 接待者の意味づけの変容

全長 1,400km に及ぶ遍路を何度も回遊することを可能にするうえで、「お接待」文化の存在が欠かせない。本節では、お接待を行う主体が四国遍路の世界遺産登録に向けて、いかなる意味を四国遍路に付与しようとしているのかを明らかにする。

(1) お接待文化

四国遍路における「お接待」は、布施の1つである門茶を意味する摂待を指し、江戸時代の古文書には摂待の文字が記されている(前田, 1971)。お接待には、庶民たちの「願望をかなえてもらえる」という素朴な信仰が表れていたという。また、お接待文化が衰退していった西国遍路とは違って、四国遍路は江戸時代から現在に至るまで熱心にお接待が行われている。また、愛媛県生涯学習センターの「遍路のこころ(2002年度)」によると、「お接待」とは狭義の意味において「四国遍路に対する物品・金銭・行為(労力)を無償提供する風習」を指し、広義の意味においては、それらに善根宿などの無料宿泊の提供を含むとしている(愛媛県生涯学習センター, 2003:2)。宿泊の無料提供には、善根宿、通夜堂、自分の家を一部提供するなど種々あるとしている。お接待は四国遍路 1,400km の随所で接待者(地域住民)が遍路者にさり気なく支援の手を差し伸べ、励まし、元気を与え、遍路継続への力を支える必然性が高い巡礼者支援であり、歴史が育んできた文化であるといえる(高橋, 2012)。

お接待の歴史については、新城(1972)に詳しい。以下、その概要をまとめる。近世以前の明証は乏しいが歴史は古く、江戸時代の頃にはすでに行われていたとされる。当時、乞われて物を恵み、宿を提供する消極的な援助はもちろん、積極的に、遍路に乞われずして物を施し、乞われずして宿泊させる慣行が民衆の間に広汎に存していたという。善根宿も江戸時代頃から記述があり、当時は無料宿泊のほか、米を買い木賃を払う場合もあった。また、主食の提供を中心とした接待も相当行われていたと考えられる。しかし、

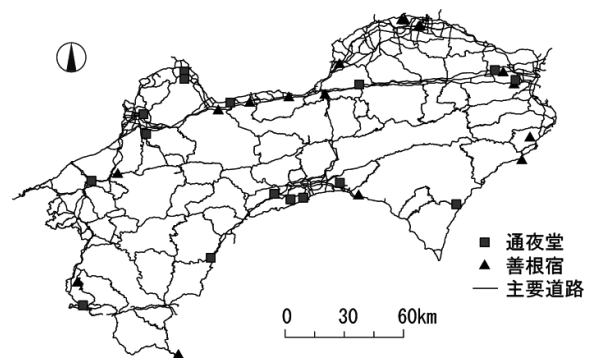
年間を通して通りかかるすべての遍路に施しえないほど、年間に供与する接待費は限られていた。そのため、接待を受けられたものと、そうでないものが存在した。

「お接待」は、①遍路道沿線の住民が家の前を通る遍路に接待したり、篤志家が札所寺院や遍路道まで出向いて待ち構えて接待したりする「個人接待」、②札所寺院付近の住民が、物品を持ち寄って札所に集まり、集団で接待する「村接待」、③接待者の出身が四国の外にあり、講組織をとるなど集団的な接待を行う「遠隔接待」に分けられる。そのうち、遍路を支えてきた「接待」の大部分は、個人によって行われる日常の実践としての接待であった(前田, 1971; 浅川, 2008)。

2014年度のお接待の種類に関する調査によると、「お接待」の内容について、「飲み物(お茶など)」62.4%(734人)、「お菓子」59.7%(711人)、「お金」6.6%(79人)、「その他」9.7%(115人)であった(竹川, 2015)。「その他」には、手芸品、手作りわらじ、手作り巾着、手作りのお地藏さん、こまもの手作り、賽銭入れ、お守り、タオル、果物、みかん、いも、うどん、もち、塩、弁当、食事、車で送る、道案内、宿、下着の洗濯などが含まれており、親切や笑い顔なども「お接待」として認識されている。

宿の提供に関して、四国遍路内に立地する善根宿と通夜堂の分布をみると、瀬戸内海側では、個人によって営まれる善根宿が11軒と多く存在する一方で、太平洋側の高知では、札所によって運営される通夜堂が四国遍路全体の約半数の6軒存在する(第4図)¹⁾。このことから、瀬戸内海側では個人によるお接待が、太平洋側に比べて活発であることがうかがえる。

接待者は、巡礼者が物品を無償提供することを望んでいるか否かを考慮しない。昭和期から、好むと好まないにかかわらず「お接待」を受けることが、暗黙の了解事項になっているという。しかし、車で送迎するという「お接待」はすべての行程を歩くことを目標にしている巡礼者に対して、目標を断念させることにつながるため断ることがで



第4図 通夜堂および善根宿の分布

資料: 萩森氏の提供資料により作成。

きる(竹川, 2015)。巡礼者は「お接待」の返礼として、納め札を接待者に渡すのが習わしである。納め札をまとめて玄関につるすことで、魔よけや盗難よけになると信じられていた(前田, 1971; 浅川, 2008; 高橋, 2012; 竹川, 2015)。

2016年に文化庁に申請した提案書において、「お接待」は世界遺産の重要な構成要素として位置づけられている。そこで、接待者の四国遍路の世界遺産登録についての意識調査を行った。本稿では相対的に接待者の分布が希薄な高知県に着目した。調査対象は、①愛媛県でお茶やお菓子、飲食を中心としたお接待を行う坂本屋、②高知県のお茶やお菓子のお接待を行う遍路小屋、③高知県の無料で宿泊提供をしている萩森善根宿、④高知市内の4カ寺(大日寺、雪隠寺、種間寺、岩本寺)のお寺が無料で宿泊提供をしている通夜堂である。なお、愛媛県の坂本屋については、高知県以外の地域でお接待を積極的に行っているため、比較対象とするために調査対象とした。

(2) 愛媛県のお接待

四国遍路道最大の難所と言われる三坂峠を下ると、最初に表れる人家が、現在の坂本屋である。2004年春、坂本屋は、NPO法人や有志らと、建築史が専門の短大教授らの協力によって修復され、歩き遍路のためのお接待が開始された。明治末から大正時代にかけて建てられた遍路宿が利用されており、現在は3~11月の土日にお茶やお菓子のお接待が行われている。坂本屋は30代から60歳前後の地域住民32人によって構成され、6班に分かれて交代でお接待が行われている。地元の小学生や大学生の教育の場としても活用され、歩き遍路だけでなく地域の交流の場としての機能も果たしている。

メンバーは、四国遍路の世界遺産登録について、「特別になってほしい、特別になってほしくないとも思わない。今のままが続けばいい」と語っており、世界遺産化に中立的な立場であった。世界遺産登録が実現された場合の対応について、「何も感じずにお遍路さんを待つだけ」と、四国遍路が世界遺産に登録されるか否かに関係なく、これまでのようにお遍路さんためにお接待を行うと回答した(第2表)。

(3) 高知県のお接待

高知県では、愛媛県のように組織的にお接待を行う団体は確認できなかった。そこで、高知県では、個人でお接待を行っている安芸市の遍路小屋および善根宿萩森に聞き取り調査を行った。世界遺産の登録運動によって、高知県の接待者による四国遍路に付与する意味づけの変容を検証する。通夜堂は、札所が遍路に対して無料で宿泊提供している施設である。高知県にある通夜堂は四国88カ所に存在する通夜堂の約半分の6軒である。まず、遍路小屋や

善根宿と同様に通夜堂の実態把握を通じて、世界遺産登録によって付与する意味変容を明らかにする(第2表)。

第1に、遍路小屋について検討する。神峯寺から大日寺に向かう途中の赤野駅の近隣に、栗山英子氏が個人で営むお遍路さんのための休憩所が、2003年以降、お茶やお菓子のお接待を行っている。栗山氏は自身の2回の歩き遍路におけるお茶のお接待を受けた経験から、「この喜びを今度はお遍路さんにも捧げたい」という思いから遍路小屋を始めた。14年間お接待を続ける中で、世界中の人々と会話ができることに喜びを感じていた。一方で、遍路小屋の物品が盗まれる経験もあったという。しかし、これに対して栗山氏は「少しも腹が立たない。お遍路さんが遍路小屋のものを有効活用してくれればそれでいい」と述べた。

四国遍路の世界遺産登録について、栗山氏は、「すばらしいことだと思う。外国人のようにいろいろな人に来てもらえることがうれしい」と好意的であった。世界遺産登録が実現された場合については、「全員にできる限りお接待を行う」と語った。ただし、「お接待は気持ちだから世界遺産に関係なくその時々に応じて行えばいい」とも述べており、世界遺産登録によって何かを変えるわけではなく、現状維持を貫く態度を示した。

第2に、善根宿について検討する。善根宿萩森は、神峯寺から大日寺に向かう途中の西分駅近くに萩森勝之氏によって営まれている善根宿である。善根宿は個人による遍路への無料の宿泊提供の場をいう。萩森氏は祖母の先祖が和歌山県にある大峰山でお世話になったという遺言を残したことをきっかけに、2005年から善根宿を開始した。

第2表 世界遺産登録への態度

	賛否	理由
旧遍路宿 坂本屋	特別になってほしい、なっていないとも思わない	観光客がたくさん来られると、ごみを持ってきたり、木を切ったりするなど問題があるから
遍路小屋	すばらしい	外国人のようにいろいろな人に来てもらえるのがうれしい
善根宿 萩森	ならないとは思いますがよいと思う	本当のお遍路さんではない人がいる
通夜堂 大日寺	難しいとは思いますが良いことだと思う	四国全体で何かを行うことで活気や元気が生まれる
通夜堂 雪隠寺	いいとは思いますが難しいと思う	寺の修復や植木の整備が大変だから
通夜堂 種間寺	特別になってほしいと思う	四国遍路のような巡礼は珍しく価値がある
通夜堂 岩本寺	すばらしいことである 特別になってほしい	四国に来てもらえることがうれしい 四国が世界遺産になるから 世界中から来訪者が増え、国際交流できるから行政による保護が可能になるから

資料：聞き取り調査により作成。

萩森氏への悪質な書き込みや夜分の宿泊を求める遍路に対して苦勞を感じる一方で、感謝の手紙が全国から来ることに喜びを感じているという。善根宿萩森の設備は、布団はあるが風呂はなく、トイレと水は隣接する西分駅設備を利用することができる。

四国遍路の世界遺産登録については、「よいとは思えない」と四国遍路の世界遺産登録に消極的ながら好意を示した。同時に、職業遍路の存在や置き引き、強姦などについて言及し、世界遺産登録に向けた障壁の存在を指摘した。世界遺産登録が実現された場合について、「みんなを受け入れる」と今後もお接待を継続する意志を示した。

第3に、通夜堂について検討する。通夜堂とは寺院が遍路のために無料で提供している宿泊施設を指す。従来、病氣遍路のための宿泊所で、一般の遍路と一緒に宿泊することができないために設けられたと考えられる。通夜堂は四国八十八カ所霊場のうち、いくつかの寺院で設けられている。設備は寺院によって異なっており、雨風をしのげる屋根と壁があるだけのものもあれば、高知県の種間寺のようにシャワーや布団を貸し出しているところもある。

四国遍路の世界遺産登録運動について、通夜堂を備える高知県の28番札所の大日寺、33番札所の雪蹊寺、34番札所の種間寺、37番札所の岩本寺の4カ寺で聞き取り調査を行った。4カ寺とも四国遍路の世界遺産登録には好意を示しつつも、登録の実現の可能性が低いと予想した。しかし、登録によって四国を域外の人に知ってもらえる、四国全体の活性化につながりうるといった期待も表明された。すなわち、四国全体の魅力を発信する手段として、世界遺産登録が好意的に受け止められている。世界遺産登録が実現した場合について、「お遍路さんが増えることは考えられるが、歩き遍路さんが増えるとは考えにくい。世界遺産登録によって変わることはない」と現状と変わらない姿勢で臨む意志を示した。

3. 文化景観の再定義にみられる主体間の差異化

前節において、四国遍路の宗教的な側面から、世界遺産登録に消極的だった行政のうち、高知県では、世界遺産登録が実現するまで史跡指定のための取り組みを継続しようとする姿勢がうかがえた。このように、行政は四国遍路の世界遺産登録に積極的な態度を示すようになった。特に、3度目の提案書の改訂では、ますます「お接待」文化の価値を強め、四国遍路固有の文化を最大限にアピールする姿勢をとっている。ただ、提案書で示されるお接待文化の価値づけと、実際に史跡指定を優先させる高知県の対応行動には少なからぬ齟齬がみられる。

一方、お接待を行う主体は、総じて世界遺産登録には肯定的な態度を示し、現状と変わらないお接待が世界遺産登

録によって評価されることに好意的であった。以上から、四国遍路の世界遺産登録運動に伴う「お接待」文化の多様な主体による意味づけについて以下に要約する。世界遺産の登録運動を開始する以前、行政も接待者もお接待を強く意識していなかった。しかし、3度にわたる提案書の提出を経て、世界遺産登録後には、行政が「お接待」文化を四国遍路の価値として、積極的にアピールすることも予想される。一方で、接待者は各段階でお接待に対する態度を変えておらず、今後も変える見込みはない。このことから、世界遺産の登録運動を機に、お接待文化が再定義されたにもかかわらず、もし、世界遺産登録によって遍路が急増した場合、「お接待」を受けることができない遍路が生ずることで、お接待文化はその価値を減じる可能性すらありえよう。

V. おわりに

近年、各地で活発化する世界遺産登録の動きに伴って、四国遍路の世界遺産登録運動も活発化している。2016年8月には3度目となる提案書を文化庁に提出した。四国遍路は地域の人々の支えであるお接待によって、何度も回遊することが可能になる稀有な巡礼である。四国遍路の世界遺産登録には行政だけでなく、お接待を行う地域の人々の協力が不可欠である。本稿では、先行研究では取り上げられることのなかった高知県について取り上げ、行政や接待者といった主体の四国遍路の文化景観に付与する意味の変容を明らかにすることを目的とした。

四国遍路は開創時期、成立時期、開創者については諸説あり、不明なことが多い。四国遍路のあり方は時代とともに変化していた。また、高知県は遍路に厳しい気風があると評される背景には、脇道禁止令や接待禁止令により領民の救済を最優先に考えた土佐藩の歴史が関係していた。

四国遍路の世界遺産登録運動の活発化によって、高知県では史跡指定、札所調査が積極的に進められた。世界遺産の登録運動にかかわる主体は、行政、接待者など多様であり、四国遍路に対して見出す意味づけは異なり、時間とともに変容していた。すなわち、3度の世界遺産暫定一覧候補に関する、文化庁に対する提案書にみられるように、世界遺産の前提条件である四国遍路の「顕著な普遍的価値」を証明するために、行政にとっての四国遍路の「お接待」文化の位置づけがますます高まっている。

一方で、「お接待」を行う主体である接待者は、総じて世界遺産登録に好感は持ちながらも現状維持の姿勢を貫き、世界遺産登録にも左右されることのない強固な「お接待」文化を表象している。以上のように、世界遺産登録に積極的な行政と、好意的に受け止めながらも消極的な接待者の意味づけにおける差異が存在した。

1993年に世界遺産登録されたスペインのサンティア

ゴ・デ・コンポステラでは、登録後巡礼者数が急増している。また、日本人の巡礼者数も増えている（NPO 法人日本カミーノ・デ・サンティアゴ友の会ウェブサイト）。サンティアゴ・デ・コンポステラ巡礼に類似する四国遍路も、登録が実現した場合、観光地として認知度が高まり、外国人の徒歩巡礼者が急増することも予想される。その場合、これまで以上にお接待の必要性は高まる。しかし、現在、高知県では組織的にお接待を行う団体は調査の限りでは見られなかった。そもそも「お接待」を行う施設数が少ない高知県では、登録後に遍路が増えた場合、他県よりも「お接待」を受けられない遍路が生じやすい。また、先行研究では、世界遺産登録によって、ゴミ処理、資産の破壊・盗難、地元住民の生活に支障が生じるといった問題の発生が指摘されている。四国遍路においても、世界遺産登録が実現した場合、上記の問題は起こり得る。その場合、「文化資産」としての価値が衰退する危険性も孕んでいる。場合によっては、巡礼者に対して、資産の維持を困難にさせる行為に対して、取り締まり体制を強化せざるを得ないかもしれない。

このように、現代の「お接待」の意味づけも変容し続けている。ただし、世界遺産登録によって「お接待」のあり方が変化することの是非を問うことが本稿の目的ではない。世界遺産の登録運動がきっかけとなって、四国遍路の「お接待」文化の意味づけの変容が地域にとってどのような影響をもたらすのかを冷静に検証していく作業が引き続き求められる。しかし、接待者については、高知県外における調査が不足していたため、接待者による四国遍路の世界遺産登録運動の意味づけの変容の地域差の全体像を把握しきれなかった。また、時間の制約から、高知県内の接待者に対する聞き取り調査も限られていた。今後の課題としたい。

謝辞

本稿の作成にあたりたくさんの方にお世話になった。時間を割いて貴重なお話を聞かせてくださった高知県総務部政策企画課ならびに教育委員会文化財課、土佐経済同友会の方々、遍路小屋の栗山英子様、善根宿の萩森勝之様、坂本屋、大日寺、種間寺、雪蹊寺、岩本寺の皆様には大変お世話になった。この場を借りて御礼申し上げます。本稿は、2017年度に本多が高知大学教育学部に提出した卒業論文をもとに、中村が加筆、修正したものである。

注

- 1) 萩森氏によって提供された資料に依拠しているため、善根宿として機能している場所はほかにもありうる。

文献

- 浅川泰宏 (2008) : 『巡礼の文化人類学的研究—四国遍路の接待文化—』古今書院。
- 浅川泰宏・星野英紀 (2011) : 『四国遍路—さまざまな祈りの世界—』吉川弘文館。
- 新井直樹 (2008) : 「世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察」地域政策研究 11 (2) : 39-55.
- 五十嵐敬喜・岩槻邦男・西村幸夫・松浦晃一郎編著 (2017) : 『回遊型巡礼の道—四国遍路を世界遺産に—』ブックエント。
- 愛媛県生涯学習センター (2003) : 『遍路のこころ (2002年度)』愛媛県生涯学習センター。
- 高知県教育委員会文化財課 (2017) : 「国指定史跡「土佐遍路道青龍寺道」」文化財こうち 3 : 2.
- 佐藤久光 (2016) : 『四国遍路の社会学—その歴史と様相—』岩田書院。
- 「四国八十八カ所霊場と遍路道」世界遺産推進協議会 (2016) : 『世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書』「四国八十八カ所霊場と遍路道」世界遺産推進協議会。URL: http://88sekaiisan.org/wp/wp-content/uploads/teiansyo_dl.pdf (最終閲覧日 2018年1月22日)
- 新城常三 (1972) : 『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房。
- 新林智典 (2016) : 「四国遍路」の世界遺産登録にみる文化景観の意味変容」地理学報告 118 : 17-29.
- 太田好信 (1993) : 「文化の客体化—観光をととした文化とアイデンティティの創造—」民族学研究 57 : 383-410.
- 高橋順子 (2012) : 「四国遍路「お接待」に潜むケアの要素—遍路体験記の分析から—」四国大学紀要 37 : 91-102.
- 竹川郁雄 (2015) : 「現代四国遍路における「お接待」についての一考察」人文学論業 17 : 23-33.
- 武田和昭 (2016) : 『四国へんろの歴史—四国辺路から四国遍路へ—』美巧社。
- 竹林寺『境内のご案内』竹林寺。URL: <http://www.chikurinji.com/guidance/> (最終閲覧日 2018年1月9日)
- 千葉昭彦 (2014) : 「世界遺産と地域経済—平泉の観光・まちづくりを対象として—」経済地理学年報 60 : 137-145.
- 日本カミーノ・デ・サンティアゴ友の会。URL: <http://www.camino-de-santiago.jp/aboutsantiago/toukeijouhou.html> (最終閲覧日 2018年1月13日)
- 日本ユネスコ協会連盟『世界遺産とは』日本ユネスコ協会連盟。URL: <http://unesco.or.jp/isan/about/> (最終閲覧日 2018年1月16日)
- 服藤圭二 (2005) : 「世界遺産登録による経済的波及効果の分析—「四国八十八カ所」を事例として—」『ECPR』15 : 45-51.

福田珠己 (1996) : 「赤瓦は何を語るか—沖縄県八重山諸島竹富島における街並み保存運動—」 地理学評論 66A : 727-743.

前田 卓 (1971) : 『巡礼の社会学』 ミネルヴァ書房.

森 正人 (2002) : 「近代における空間の編成と四国遍路の変容」 人文地理 54 : 535-556.

森 正人 (2005) : 『四国遍路の近現代—「モダン遍路」から「癒しの旅」まで—』 創元社.

森 正人 (2014) : 『四国遍路—八八カ所巡礼の歴史と文化—』 中央公論新社.

藪田雅弘 (2017) : 「世界遺産の保全と観光発展について」 中央大学経済研究所年報 49 : 385-403.

雪村まゆみ (2016) : 「世界遺産登録運動と文化資産の認定制度の創設—「認定連鎖」をめぐって—」 関西大学社会学部紀要 48 (1) : 91-112.